秋穗町弘報

發行所
吉敷郡秋穗町六二八
秋穗町役
編輯發行人
田中
印刷人 横

秋穗町弘報發行について

本町行政の現狀を素直に皆様方に御知らせもするし、一方本町行政に對する皆様方の眞劍で建設的な御意見も伺ふ機關を是非作りたいと念願して居りましたが、幸に町議會の同意も得まして茲に、町弘報の發行を見ることができましたことは御同慶に堪へません。

今後私共の弘報を通じまして明朗なそして活々とした町政の運營にお互に協力したいと思つて居ります。

弘報は毎月一回、十日に發行します。

皆様方の悩み、希望、意見、感謝、情報を御遠慮なく切角公民館で設置されてゐる投書箱を活用下さつて、御入れ下さるか直接町役場内弘報係まで御送り下さればそれで結構です

町議會

十月三十日招集された町議會は次のことを議決しました。

別委員會條例中一部改正について
秋穗町議會常任委員會及び特
秋穗町公告式條例制定について
昭和二十四年度秋穗町歳入歳出決算認定について
昭和二十五年度秋穗町歳入歳出追加更訂予算
昭和二十五年度秋穗町特別會計歳入歳出予算
町有財産購入について（金山嶺住宅敷地）
町有財産購入について（大海北條役場出張所予定敷地）

昭和二十四年度秋穗町歳入歳出決算

歳入 金貳千八百四拾七萬九千四百拾參圓六拾九錢也
歳出 金壹千七百四拾萬九千六百四拾五圓六拾壹錢也
差引殘金 金參百四拾六萬九千七百六拾八圓八錢也（次年度へ繰越金として）

内譯

歳入

町税	一二、〇九六、三六七、一九
公企業及び財産收入	五、三四九、一九
使用料及手數料	一三六、九三〇、〇〇
國庫支出金	三、九〇九、三〇〇、四四
縣支出金	六三一、八八九、二三
繰越金	七二〇、七二八、〇八
寄附金	五三、五〇〇、〇〇
雜收入	一八六、一九〇、〇九
町債	三、六〇〇、〇〇〇、〇〇
合計	二〇、八七九、四一三、六九

歳出

會議費	四二一、〇六四、〇五
役場費	三、六九〇、八五一、四〇
警察消防費	二、三二五、四九二、九八
土木費	一、三三一、三〇一、九〇
教育費	三、八七三、八二〇、一六
社會及勞働施設費	三、三九七、二七三、九九
保健衛生費	八〇三、七六六、〇七
産業經濟費	一、一九三、三三三、六〇
財産費	九、〇七〇、一八
統計調査費	一五、七七五、〇〇
選擧費	四〇、六五八、〇二
公債費	三三六、〇五九、六八
諸支出金	九一、二九八、〇〇
合計	一七、四〇九、六四五、六一

昭和二十五年度秋穗町歳入歳出更訂豫算

歳入 金七千參百五拾七萬九千九百拾四圓也
歳出 金七千參百五拾七萬九千九百拾四圓也
差引殘金なし

内譯

歳入

町税	一一、八二四、九二〇圓
地方財政平衡交付金	五、五四四、三〇〇
公企業及び財産收入	五、五六五
使用料及手數料	七〇、六一五
國庫支出金	四二、四八七、〇九一
縣支出金	七九八、三四七
繰越金	三、四六九、一七六
寄附金	二、二六四、〇〇〇
雜收入	一一六、〇〇〇
町債	七、〇〇〇、〇〇〇
合計	七三、五七九、九一四

歳出

議會費	五五〇、一二〇
役場費	六、七〇七、三三一
警察消防費	五、六八四、三〇九
土木費	三八、二九六、六七六
教育費	七、七四七、四七八
社會及勞働施設費	九、二二五、九六〇
保健衛生費	一、一〇八、五四七
産業經濟費	二、五一七、八〇〇
財産費	五二一、一九五
統計調査費	八九、一三六
選擧費	一七九、四二七
公債費	六〇五、三三八
諸支出金	一〇三、五〇〇
予備費	六三、二一七
合計	七三、五七九、九一四

十一月十二日招集された緊急町議會は次のことを議決しました。

☆ ☆ ☆

債務負担について

これは今回のキジヤ台風によつて流失倒壊した家屋の復舊建設を財團法人山口縣住宅協會が設立して住宅金融公庫から融資を受けて行ふもので本町は二十四戸分の配分を受けたので一戸當り五萬壹千六百五拾圓の二十四戸分壹百貳拾參萬九千六百圓（此金は町が負担する三分の一であつて此外三分の二は縣が負担します）を昭和二十六年度から十五ケ年に住宅協會へ償還をするもので住宅は早急に建築にかゝつて出來れば正月早々住まわれる様急いで計畫を進めてゐます

昭和二十五年度秋穗町歳入歳出追加更訂豫算

（前記住宅資金の本年度の利子壹萬五百圓だけを予備費から支出する予算）

町役場廳舍改築についての特別委員會設置について

町役場廳舍改築について特に慎重を期するため調査研究をする機關として特別委員會が設けられ次の諸氏が委員として選ばれました

内田常一　時繁友吉
半田嘉雄　福江廣登
溝岡正夫　尾中松市
藤園眞三

議長、副議長を加へ九名で委員會が構成されます。尚本議會に新らしく當選された吉永正一、藤田正勝兩議員が出席された

追加更訂豫算について

本年度追加更訂予算編成に當つては主眼点として地方税法改正の主旨に則り地方へ還元することを第一主議として

（イ）教育優先
（ロ）産業振興
（ヘ）必要止むを得ない經常的予算の補充
（ニ）引揚者住宅の經理を特別會計へ
（ホ）災害復舊費

の方針で、此度の税增收額四百七拾万を基としこれに國、縣の助成のある分を合算して總額參千貳百參拾八万七百五拾圓の更訂累計七千參百五拾七万九千九百拾四圓の巨額になりました。此外特別會計總額貳万貳千圓があります

事業關係では純町費で中學校四教室の新築、塵芥焼却場二ケ所新設、其他で町弘報の發行、納税成績優秀部落の協力委員の設置、産業奬勵費の增額等があります

災害復舊については土木關係で八千壹百万圓が査定決定し、追加として相當額が期待されて居りますが取敢ず貳千万圓を本年度事業緊急工事として施行することに決定しました

目下施行中の災害復舊工事は次の通りであります

藤川筋災害河川復舊工事 總延長二百五米（日地）
日地川筋災害河川堤防復舊工事 延長二一〇米（濱青江）
日地川筋災害河川堤防復舊工事 延長二一米（濱青江）
大海灣災害海岸堤防復舊工事 延長一二〇米（井南左）
大海灣災害堤防復舊工事 延長三〇米（井南右）
大海灣災害堤防復舊工事 延長一二〇米（内濱）
青江灣災害堤防復舊工事 延長一〇五米（高州）
秋穗港災害堤防復舊工事 總延長五五米（花香）
秋穗港災害堤防復舊工事 延長一五〇米（中津江）

◆選擧◆

本月十日午前七時～午後六時まで町内四投票所で縣教育委員秋穂町議會議員補欠選擧が行はれ、折悪しく雨天で出足が頗る悪くて憂慮されたが午後になつて、管理委員會の督勵と、一般有權者の協力で投票率七三、四九と云ふ郡内でも優位を占めました。次にその結果を示せば

☆縣教育委員☆

總投票數	四三五六票
内有効投票	四二一二票
無効投票	一四四票

得点表

青木健治	二二六九票
安部キミ子	七四六票
林　覺	六七九票
河内春次	四一一票
古谷莊一郎	一〇七票

結局縣内總得票によつて林覺、青木健治、安部キミ子の三氏が當選決定されました

☆町議會議員☆

總投票數	四三五六票
内有効投票	四三〇一票
無効投票	五五票

得点表

藤田正勝	一九五三票
吉永正一	一三三一票
平田順一	一〇一七票

結局藤田正勝、吉永正一兩氏が當選されました

△會と催▽

⊙赤十字モデル地區設定⊙

昭和二十五年度に於て日本赤十字社山口支部が縣内四ケ町村を「モデル地區」として設定され本町も初の指定を受けましたので受入れ体制を整へました目的

赤十字の事業を廣く一般に普及して、其の認識を深め、國民生活に直結して家庭社會の改善向上に資し進んで國際親善の精神を涵養すると共に赤十字施設の全般に亘つて計畫を樹立して眞に國民の赤十字としての在り方を具現して永續的に向上發展を圖らうとするものであります

委員會の設置

日本赤十字社山口支部秋穂地區委員會を十一月十三日町役場議事堂で水沼事務局長、山口中央保健所長列席の上開催して委員會規定を決定し、委員の委嘱も行はれ目的達成のため發足しました

委員會の構成

委員は二十名以内とし婦人會男女青年團、學校長、民生委員其他團体の代表者、學識經驗者中から分區長が委嘱することゝして次の通り決定しました

委員長	吉岡次助
副委員長	田中槇一
主事	井方敏弘
委員	田中規正
〃	藤國眞三
〃	小野忠介
〃	村田　潔
〃	野村直彦
〃	内田　馨
〃	山下茂登
〃	田中トシコ
〃	内田マサコ
〃	河野トヨ
〃	中島寛治
〃	松本優哲
〃	小林貴夫
〃	上村輝幸
〃	松永松太郎
〃	池永千惠子
〃	吉村キク
〃	内田敎捌

事業計畫

一、災害救助についての計畫と實施

二、赤十字奉仕團の設置と其の活動

三、青少年赤十字團えの協力

四、家庭看護法の實習

五、救急法の實習

六、巡回診療の實施

七、其他適當と認むる施設

近く委員會を開いて具体的の案を作つてこの實行に移ることになりますので皆様の御協力を御願ひして置きます

◆税務課から◆

「租税協力委員の設置」

町では地方税法改正に伴ひ、税務行政の圓滑な運營を圖るため各部落別に租税協力委員を設置することになりました

この委員は町税に關する啓蒙宣傳、各種の調査や申告の指導取纒文書並びに令書等の配付に協力して戴くもので部落單位に一名を委嘱するものでありますこの選出方法は、どこまでも部落の自主的方法で選出して戴くことになつて居ります

納税奨勵金について

町では本年度末日（昭和二十六年三月三十一日）各部落別に見て、町税納税成績の優秀な部落に納税奨勵金を出すことになりました

皆さんの御協力によつて、徴税事務を促進させようと云ふのであります

奨勵金は次の通りです

第一位	五千圓
第二位	參千圓
第三位	貳千圓

滯納整理に着手

一日も早くお納め下さい

今年の町税については皆さんの御協力によつて着々徴收中でありますが昭和二十四年度までの税を滯納されてゐる方が一部ありますので近く滯納整理を徹底的に行うことになりました

滯納の理由としては種々ありませうが中には納税意識の乏しい方があり、貧しくとも税だけはと完納された方もありますので眞面目な納税者の誠意に應へるためにも滯納整理を強行します

町民税の第二期分について

納税の指定期限が十一月三十日となつて居りますので別に令書を發行しませんからお忘れなく今月中にお納め下さる様御願ひします

今月を經過すると日歩四錢の延滯金がつき督促狀の指定期限が經過すると延滯金の外に日歩四錢の延滯加算金がつきますから御注意下さい

農業十一月豫定修正申告及更正請求について

山口税務署から次の通り所得税法に基いて具体的な處理方法の通知がありましたので御知らせします

(1)所得増加の場合は農業十一月修正申告書を提出

七月予定申告額（昭和二十四年度更正決定額又は低額承認申請による承認額）に比較して十一月一日現在總所得金額及税額の見積額が増加するもの

(注)近く發表の標準收入額によつて修正申告をする様になると思ひます、（2）所得減少の場合は更正の請求既に税額通知を受けて居られる方で災害その他の事由によつて所得の減少する者は更正の請求を十一月中になりうることになつて居りますが、田畑の流失、埋沒等外形上減收の事實を確認出來る場合以外は翌年二月中に提出する確定申告書によつて、精算される様希望して居ります

尚住宅家財及事業用資産等の十分の五以上を災害により滅失し納税困難な者については調査の必要があるので直接本人から税務署に照會され必要があります

（注）更正請求書に添付する書類

イ、昭和二十五年一月から十月迄の實績及年間見込額の收支計算書又はその他減少の事實を具体に的証明する計算書

ロ、廢業、休業、轉換、失業、震災、風水害、その他災害又は盜難の事實を証明する書類、その他

▼動靜▼

⊙吉岡町長は十一月四日から尾中、溝岡兩町會議員、勞働組合代表と共に上京され次の諸問題について關係方面を歷訪して陳情、懇談の上予期以上の効果を得て八日夕刻歸廳しました

イ、地域引上げについて

ロ、養老院設置について

ハ、母子療設置について

ニ、漁港問題について

ホ、其他

尚「地域引上げ」「災害國庫支出金早期交付」「平衡交付金増額」「災害復舊事業着手促進陳情」等の重要案件解決のために關係者と共に二十二三日頃から上京される予定であります。町民各位の絶大な御協力を御願ひします